

「一括請求Assist®」ソフトウェア使用約款

第 1 条（使用許諾）

株式会社東日本銀行（以下、「当行」といいます。）が提供する「東日本銀行でんさいサービス」の利用者（以下、「お客さま」といいます。）は、でんさいネット記録請求一括登録用データ作成ソフト「一括請求Assist®」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を、本使用約款の各条に従うことを条件に無償で使用することができるものとします。

第 2 条（利用する目的の範囲）

当行は、お客さまが「東日本銀行でんさいサービス」を利用する目的の範囲内で、本ソフトウェアの使用を許諾するものとします。

第 3 条（使用の制限）

1. お客さまは、本ソフトウェアおよび付属するドキュメントの複製を行ってはならないものとします。
2. お客さまは、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等にかかる変更または修正も行うことはできません。
3. お客さまは、本ソフトウェアの全部または一部および本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等の全部または一部について、リバースエンジニアリングその他の方法により解析を行ってはならないものとします。
4. お客さまは、本ソフトウェアの全部または一部および本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等に表示した著作権表示を削除してはならないものとします。

第 4 条（ソフトウェアの権利関係）

1. お客さまは、本使用約款に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供された全てのプログラム等および情報等に関するいかなる権利も有しません。
2. 本使用約款に基づく使用許諾を除く本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等に関する一切の権利は株式会社NTTデータフロンティアに帰属します。

第 5 条（機密保持）

お客さまは、本使用約款の契約の継続中および契約終了後においても、本ソフトウェア、本ソフトウェアの使用を通じて知り得た本ソフトウェアに関する全ての情報、本ソフトウェアのサポートに基づき提供された全てのプログラムおよび情報ならびに本ソフトウェア・サポートを通じて知り得たソフトウェアおよびソフトウェア・サポートに関する全ての情報について、機密保持を行うものとし、第三者に開示してはならないものとします。

但し、以下の各号に規定する情報は、機密保持の対象外とします。

- (1) 当該情報を取得した時点で既に公知となっていた情報

- (2) 本使用約款に違反することなく当該情報を取得した後に公知となった情報
- (3) 当該情報を取得した時点で既にお客さまが保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 当行から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得した情報

第 6 条（従業員等に対する措置）

1. お客さまは、お客さまの従業員、派遣社員、嘱託社員等お客さまの指揮・命令を受けて、お客さまの業務に従事する者（以下、「お客さまの従業員等」といいます。）に対して、本使用約款の目的に必要な範囲で、本ソフトウェアを使用させることができるものとします。なお、お客さまは、お客さまの従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたっては、本使用約款においてお客さまが負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。
2. 前条の規定に関わらず、お客さまは、本ソフトウェアの使用のために必要な情報をお客さまの従業員等に開示することができます。但し、この場合には、お客さまは、お客さまの従業員が知り得た前条所定の情報を第三者に開示又は本使用約款の目的に必要な範囲を超えて利用もしくは使用しないよう適切な措置をとるものとします。

第 7 条（契約終了時の義務）

お客さまは、本使用約款による契約が終了した場合、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアの使用を通じて知り得た本ソフトウェアに関する情報を含む書類、電磁的記録媒体その他これらに類するもの、本ソフトウェアのサポートに基づきお客さまに提供された全てのプログラムおよび情報を含む書類、電磁的記録媒体その他これらに類するもの、ならびに本ソフトウェアのサポートを通じてお客さまが知り得た本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのサポートに関する情報を含む書類、電磁的記録媒体その他これらに類するものは、お客さまの責任と負担において廃棄するものとします。

第 8 条（損害賠償）

本ソフトウェアを使用してお客さまが期待する結果が得られなかった場合や、本ソフトウェアを使用した結果、お客さまが直接的あるいは間接的に損害を被った場合については、本ソフトウェアないしデータの瑕疵その他原因の如何に関わらず、当行は、賠償の責めを負いません。

第 9 条（免責）

天災・火災・騒乱等当行の責に帰すことのできない事由等やむを得ない事由により本ソフトウェアに関するサービスの取扱が遅滞したり不能となった場合は、そのために生じた損害について当行は、責任を負いません。

第 10 条（譲渡）

お客さまは、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等および付属するドキュメントの全部または一部を第三者に譲渡したり、使用許諾、占有の移転その他の方法で使用または占有させることはできません。また、お客さまは、本使用約款上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

第11条（輸出管理）

お客さまは、ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持ち出し又は外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）上の非居住者に提供する場合（ソフトウェアがインストール又は複製された指定装置を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含みます。）は、経済産業大臣の輸出許可の取得など、外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。当行は、お客さまが、当該手続きを行うために必要な範囲でソフトウェアの製造元である株式会社NTTデータフロンティアとともにこれに協力するものとします。

第12条（契約の終了）

1. お客さまは、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等および付属するドキュメントを廃棄することによって、いつでも契約を終了させることができます。
2. 当行は、お客さまが本使用約款に違反したとき、または契約の継続に支障が生じた場合、直ちに契約を終了できるものとします。この場合、お客さまは、本ソフトウェア、本ソフトウェアのサポートに基づき提供されたプログラム等および付属するドキュメントを廃棄しなければなりません。

第13条（規定の変更）

当行は、お客さまに事前に通知することなく、本使用約款の内容を任意に変更できるものとします。この場合は、当行所定の方法により、お客さまに告知します。

本使用約款の変更後、お客さまが新たに本ソフトウェアを利用した時は、変更後の本使用約款を承認したものとみなします。

第14条（準拠法・管轄）

本使用約款の準拠法は日本法とします。本使用約款に関する訴訟については、当行の本店または取引店の所在地の管轄裁判所とします。

以上